

改定後	現 行
ドリームダイレクト支店取引規定(法人用) スルガ銀行(以下「当社」といいます。)ドリームダイレクト支店(以下「当支店」といいます。)と預金取引等(以下「当支店取引」といいます。)を行う場合、以下の条項を確認し、本規定に基づいて取引をすることに同意いただいたものとして取扱います。 第1条 当支店口座開設方法 お客さまは、本規定を承認のうえ、当支店所定の申込書に必要事項を記載し、当支店所定の必要書類を添えてお申し込みになり、当支店がこれを受領し認めた場合に、普通預金および定期預金口座を開設することができます。 当支店での普通預金口座は、1法人一口座とします。また、当支店の口座を解約し改めて口座を開設することは、当社がやむを得ないと認める場合以外はできません。 第2条 当支店との取引方法 1. 電話による取引 お客さまは、電話による取引(テレフォンバンキング)をすることができます(詳しくはテレフォンバンキング利用規定をお読みください。) 2. 現金自動支払機および現金自動預入支払機による取引 お客さまは、当社および当社と提携している金融機関等の現金自動支払機または現金自動預入支払機(以下「提携ATM」と総称します。)でキャッシュカードを使用した取引をすることができます。 なお、当社および一部の当社と提携している金融機関等のATMでキャッシュカードを利用した場合に限り、当社本支店ならびに他行本支店口座への振込ができます。 3. 郵便による取引 お客さまは、郵便による書面授受にて取引をすることができます。ただし、当社が認めたものに限ります。 4. 無通帳取引 当支店では、口座開設に伴う通帳の発行はいたしません。通帳の代わりとして、「無通帳サービス(ブックフリー)」(詳しくはスルガの無通帳サービス(ブックフリー)利用規定をお読みください。)によりお取引状況をご確認いただきます。 第3条 取引時の本人確認 お客さまが、第2条により取引する際、届出のパスワード・暗証番号の認証等、当社所定の方法により本人確認させていただきます。なお、当社が必要と判断した場合、本人確認書類の提出、印鑑の届出をしていただき本人確認させていただくことがあります。 第4条 キャッシュカードの取り扱い 1. 当支店では、お取引を開始するすべてのお客さまにキャッシュカードを発行します。キャッ	ドリームダイレクト支店取引規定(法人用) スルガ銀行(以下「当社」といいます。)ドリームダイレクト支店(以下「当支店」といいます。)と預金取引等(以下「当支店取引」といいます。)を行うとき、以下の条項を確認し、本規定に基づいて取引をすることに同意いただいたものとして取扱います。 第1条 当支店口座開設方法 お客さまは、本規定を承認のうえ、当支店所定の申込書に必要事項を記載し、当支店所定の必要書類を添えてお申し込みになり、当支店がこれを受領し認めた場合に、普通預金および定期預金口座を開設することができまするものとします。 当支店での普通預金口座は、1法人一口座とします。また、当支店の口座を解約し改めて口座を開設することは、当社がやむを得ないと認めるとき以外はできません。 第2条 当支店との取引方法 1. 電話による取引 お客さまは、電話による取引(テレフォンバンキング)をすることができます(詳しくはテレフォンバンキング利用規定をお読みください。) 2. 現金自動支払機および現金自動預入支払機による取引 お客さまは、当社もしくは当社と提携している金融機関等の現金自動支払機もしくは現金自動預入支払機(以下「提携ATM」と総称します。)でキャッシュカードを使用した取引をすることができます。 なお、当社および一部の当社と提携している金融機関等のATMでキャッシュカードを利用した場合に限り、当社本支店ならびに他行本支店口座への振込ができます。 3. 郵便による取引 お客さまは、郵便による書面授受にて取引をすることができます。ただし、当社が認めたものに限ります。 4. 無通帳取引 当支店では、口座開設に伴う通帳の発行はいたしません。通帳の代わりとして、「無通帳サービス(ブックフリー)」(詳しくはスルガの無通帳サービス(ブックフリー)利用規定をお読みください。)によりお取引状況をご確認いただきます。 第3条 取引時の本人確認 お客さまが、第2条により取引する際、届出のパスワード・暗証番号の認証等、当社所定の方法により本人確認させていただきます。なお、当社が必要と判断したとき、本人確認資料の提出、印鑑の届出をしていただき本人確認させていただくことがあります。 第4条 キャッシュカードの取り扱い 1. 当支店では、お取引を開始するすべてのお客さまにキャッシュカードを発行します。キャッ

改定後	現 行
シュカードの発行不要の申出や受取拒否はできません。 2. キャッシュカードの受取りをもって、口座開設時の本人確認の完了とさせていただきます。お客さまがキャッシュカードを受取らない場合には口座申込のキャンセルと判断させていただきます。 3. キャッシュカードの取引については、当社「ICキャッシュカード取引規定集」の各規定により取扱います。 4. キャッシュカードを紛失または破損等により使用不能となった場合は、必ず再発行の手続きをしてください。再発行をされない場合にはこの口座を解約させていただきます。 5. 再発行には当社所定の手数料をいただきます。 第5条 預金の預入れ、払戻し 1. 預金の預入れ 普通預金への預入れは、キャッシュカードを使用し当社および提携ATMからの現金の預入れ、または為替による振込金の預入れとなります。 定期預金への預入れは、お客さまの当支店普通預金口座から振替にて預入れとします。 2. 預金の払戻し お客さまは、キャッシュカードで、当社および当社と提携している金融機関等のATMを使用して普通預金口座から払い戻すことができます。提携ATMでの払戻しに際しては、所定の手数料をいただきます。 お客さまのご都合により当社がやむを得ないと判断した場合、またはキャッシュカードをご利用いただけない場合に限り、当社本支店窓口にて払戻しを受付けます。本支店窓口にて払戻しを行う場合は、当社所定の手続きが必要です。 定期預金の払戻しは、当社所定の方法を利用してお客さまが申込時に指定された口座（以下「指定口座」といいます。）へ振替で払戻します。 第6条 証券類の受け入れの禁止等 当支店取引では、手形、当座小切手等(預金小切手を含みます。)の発行は致しません。また口座には、手形、小切手、配当金、領収書その他の証券類の受け入れはできません。 第7条 振込金の組戻し 1. この預金口座への振込について、振込金融機関より当社へ振込金の組戻し(返金)依頼の通知があった場合には、受取人となられたお客さまは当社所定の手続きにて組戻しに承諾いただきます。組戻し依頼があったにもかかわらず承諾いただけない場合、当社と連絡が取れない場合には、振込資金留保のため預金口座の利用の制限をさせていただきます。 2. お客さまが、この預金口座より振込を行い、何らかの理由により振込金の返却を申し出られた場合には、当社所定の振込金組戻しの手続きが必要です。振込金の組戻し手続きには、当	シュカードの発行不要の申出や受取拒否はできません。 2. キャッシュカードの受取りをもって、口座開設時の本人確認の完了とさせていただきます。お客さまがキャッシュカードを受取らないときには口座申込のキャンセルと判断させていただきます。 3. キャッシュカードの取引については、当社「ICキャッシュカード取引規定集」の各規定により取扱います。 4. キャッシュカードを紛失もしくは破損等により使用不能となったときは、必ず再発行の手続きをしてください。再発行をされないときにはこの口座を解約させていただきます。 5. 再発行には当社所定の手数料をいただきます。 第5条 預金の預入れ、払戻し 1. 預金の預入れ 普通預金への預入れは、キャッシュカードを使用し当社ならびに提携ATMからの現金の預入れ、もしくは為替による振込金の預入れとなります。 定期預金への預入れは、お客さまの当支店普通預金口座から振替にて預入れることとします。 2. 預金の払戻し お客さまは、キャッシュカードで、当社および当社と提携している金融機関等のATMを使用して普通預金口座から払い戻すことができます。提携ATMでの払戻しに際しては、所定の手数料をいただきます。 お客さまのご都合により当社がやむを得ないと判断したとき、もしくはキャッシュカードをご利用いただけないときに限り、当社本支店窓口にて払戻しを受付けます。本支店窓口にて払戻しを行なうときは、当社所定の手続きが必要です。 定期預金の払戻しは、当社所定の方法を利用してお客さまが申込時に指定された口座（以下「指定口座」といいます。）へ振替で払戻すこととします。 第6条 証券類の受け入れの禁止等 当支店取引では、手形、当座小切手等(預金小切手を含みます。)の発行は致しません。また口座には、手形、小切手、配当金、領収書その他の証券類の受け入れはできません。 (追加)

改定後	現 行
<u>社所定の手数料をいただきます。</u> 第8条 定期預金の中途解約 当社がやむを得ないものと認めて定期預金を満期日前に解約する場合には、当社所定の書面によりお客さまの確認が完了したものに限り、取り扱います。なお、中途解約における利息は別に定める定期預金規定に準じます。 第9条 届出事項の変更、紛失等の届出 1. 届出の住所、電話番号等を変更された場合には、直ちに当社所定の方法により変更の手続を行ってください。 2. 届出の名称が変更となった場合、届出の印鑑を変更されたいときには、直ちに当支店へお申出ください。変更の手続が必要です。 3. キャッシュカードを紛失・盗難された場合には、直ちに当社緊急サポートセンターまたは当支店へお申出ください。紛失・盗難の手続およびキャッシュカード再発行には当社所定の手続が必要です。 4. 届出の印鑑を紛失・盗難された場合には、直ちに当社緊急サポートセンターまたは当支店へお申出ください。紛失・盗難の手続および改印には当社所定の手続が必要です。 5. 届出事項の変更やキャッシュカード等の紛失・盗難の届出の前に生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。なお、電話、郵送等により連絡を受付けた場合でも、当社における必要な手続が当日にできない場合には、それにより生じた損害についても当社は一切の責任を負いません。 6. 当支店からの通知、連絡および告知は、当支店ホームページへの掲載、郵送またはその他方法により行います。<u>前1項、2項の届出を怠ったため、当社に最後に届出のあった</u>名称、住所にあてて当支店が通知または書類を発送した場合において、到着が遅延したとき、または到着しなかったときには、通常到着すべきときに到着したものとみなします。なお、お客さまの届出の名称、住所にあてて当支店が通知または書類を発送し、これらが未着で当支店あてに返送された場合は、当支店は、取引明細書の送付を中止し、全部または一部の取引を制限できます。 第10条 金利の変更 金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、当社は、当社所定の利率を一般に行われる程度のもので変更できます。 特に、当社がお客さまに優遇金利を適用した場合は、お客さまに通知することなく、いつでもその優遇金利を変更または優遇金利の適用を中止することができます。 第11条 取引の制限 当社は、以下のうち1つでも該当すると判断した預金取引についてお客さまに連絡することなく取引の制限を行うことができます。	第7条 定期預金の中途解約 当社がやむを得ないものと認めて定期預金を満期日前に解約する場合には、当社所定の書面によりお客さまの確認が完了したものに限り、取り扱うものとします。なお、中途解約における利息は別に定める定期預金規定に準ずるものとします。 第8条 届出事項の変更、紛失等の届出 1. 届出の住所、電話番号等を変更されたときには、ただちに当社所定の方法により変更の手続きを行なってください。 2. 届出の名称が変更となったとき、届出の印鑑を変更されたいときには、ただちに当支店へお申出ください。変更の手続きが必要です。 3. キャッシュカードを紛失・盗難されたときには、ただちに当社緊急サポートセンターもしくは当支店へお申出ください。紛失・盗難の手続きならびにキャッシュカード再発行には当社所定の手続きが必要です。 4. 届出の印鑑を紛失・盗難されたときには、ただちに当社緊急サポートセンターもしくは当支店へお申出ください。紛失・盗難の手続きならびに改印には当社所定の手続きが必要です。 5. 届出事項の変更やキャッシュカード等の紛失・盗難の届出の前に生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。なお、電話、郵送等により連絡を受付けたときでも、当社における必要な手続が当日にできないときには、それにより生じた損害についても当社は一切の責任を負いません。 6. 当支店からの通知、連絡および告知は、当支店ホームページへの掲載、郵送もしくはその他方法により行ないます。<u>届出の</u>名称、住所にあてて当支店が通知もしくは書類を発送したときにおいて、到着が遅延したとき、もしくは到着しなかったときには、通常到着すべきときに到着したものとみなします。なお、お客さまの届出の名称、住所にあてて当支店が通知もしくは書類を発送し、これらが未着で当支店あてに返送されたときは、当支店は、取引明細書の送付を中止し、全部もしくは一部の取引を制限できます。 第9条 金利の変更 金融情勢の変化その他相当の事由があるときには、当社は、当社所定の利率を一般に行なわれる程度のもので変更できます。 特に、当社がお客さまに優遇金利を適用したときは、お客さまに通知することなく、いつでもその優遇金利を変更もしくは優遇金利の適用を中止することができます。 第10条 取引の制限 当社は、以下のうち1つでも該当すると判断した預金取引についてお客さまに連絡することなく取引の制限を行なうことができます。

改定後	現 行
1. 当社からの連絡が一切取れず、所在が不明となった場合。 2. インターネット情報や電話での苦情などが頻繁に寄せられ、問題がある口座利用をしていると当社が判断した場合。 3. その他、当社で必要があると判断した場合。 第12条 取扱商品、サービス 当支店における取扱商品、サービスについては、当支店ホームページに掲載します。なお、当支店は、取扱商品、サービスをお客さまに事前に通知することなく任意に変更することができます。これらの事項については、当支店ホームページに掲載し、当支店ホームページ掲載以降は変更後の内容にてご利用いただけます。 第13条 解約等 1. 新規口座開設時において、お客さまが当社に届出た住所あてにキャッシュカードを発送したにもかかわらず、このキャッシュカードが受領されず当社に返戻された場合には、お客さまの当社に対する口座開設の申込みは撤回されたものとみなし解約させていただくことがあります。 2. 次の各号にひとつでも該当した場合には、当社は当支店取引を停止し、お客さまに通知することにより当支店取引を解約することができます。なお、通知により解約する場合は、通知文書の到着のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出住所、名称にあてて発信した時点で解約とします。 (1)預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合。 (2)この預金口座の開設に使用した本人確認書類に変造・改ざん・偽造があることが判明した場合。 (3)預金口座の預金者が9条第1項の届出を怠った場合。 (4)お客さまが第11条にかかげる各項に該当した場合。 (5)この預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。 3. この預金が、当社が別途定める一定の期間お客さまによる利用がない場合には、当社はこの預金取引を停止、またはお客さまに通知することによりこの預金口座を解約することができます。 また、法令に基づく場合にも同様にできます。 4. 前第1、2、3項による解約によりこの預金口座に預金残高等が残る場合には、当社所定の方法でお客さまが指定したご名称名義の口座に当該金額を振込することでお客さまに対するすべての責任を免れます。ただし、当社において犯罪収益等公序良俗に反する資金であると認める場合には、この限りではありません 5. お客さまにおいてこの預金口座を解約する場合は、当支店へお申出ください。本人確認が完了したものに限り当社所定の手続によりこの取引を終了します。なお、解約時に預金残	1. 当社からの連絡が一切取れず、所在が不明となったとき。 2. インターネット情報や電話での苦情などが頻繁に寄せられ、問題がある口座利用をしていると当社が判断したとき。 3. その他、当社で必要があると判断したとき。 第11条 取扱商品、サービス 当支店における取扱商品、サービスについては、当支店ホームページに掲載します。なお、当支店は、取扱商品、サービスをお客さまに事前に通知することなく任意に変更することができます。これらの事項については、当支店ホームページに掲載し、当支店ホームページ掲載以降は変更後の内容にてご利用いただけます 第12条 解約等 1. 新規口座開設時において、お客さまが当社に届出た住所あてにキャッシュカードを発送したにもかかわらず、このキャッシュカードが受領されず当社に返戻されたときには、お客さまの当社に対する口座開設の申込みは撤回されたものとみなし解約させていただくことがあります。 2. 次の各号にひとつでも該当したときには、当社は当支店取引を停止し、お客さまに通知することにより当支店取引を解約することができます。なお、通知により解約するときは、通知文書の到着のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出住所、名称にあてて発信した時点で解約とします。 (1)預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合。 (2)この預金口座の開設に使用した本人確認書類に変造・改ざん・偽造があることが判明したとき。 (3)預金口座の預金者が8条第1項の届出を怠った場合。 (4)お客さまが第10条にかかげる各項に該当したとき。 (5)この預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、もしくはそのおそれがあると認められるとき。 3. この預金が、当社が別途定める一定の期間お客さまによる利用がないときには、当社はこの預金取引を停止、もしくはお客さまに通知することによりこの預金口座を解約することができます。 また、法令に基づくときにも同様にできます。 4. 前第1、2、3項による解約によりこの預金口座に預金残高等が残るときには、当社所定の方法でお客さまが指定したご名称名義の口座に当該金額を振込することでお客さまに対するすべての責任を免れます。ただし、当社において犯罪収益等公序良俗に反する資金であると認めるときには、この限りではありません 5. お客さまにおいてこの預金口座を解約するときは、当支店へお申出ください。本人確認が完了したものに限り当社所定の手続きによりこの取引を終了します。なお、解約時に預金残

改定後	現 行
がある場合や解約によりお預かり利息が発生する場合には、当社所定の方法にてお客さまが指定したご名称名義の口座に振込することで当社はお客さまに対するすべての責任を免れることができるものとします。 第14条 諸手数料 当支店の口座取引または当社が提供する各種サービスに関する諸手数料は、当社が別途定めるとおりです。お客さまから当社に対する諸手数料のお支払いは、原則として当社によるお客さまの普通預金口座からの口座振替とします。なお、当社はお客さまに事前に通知することなく、諸手数料を変更または新設することがございます。 第15条 譲渡、質入の禁止 預金契約上の地位、その他当支店取引にかかるいっさいの権利、キャッシュカード、サービス契約等は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、および第三者に利用させることはできません。 第16条 お客さま情報の取扱い お客さまは当社が当社のお客さまの個人情報を当社のプライバシーポリシー(個人情報保護に関する方針)に基づき取り扱うことに同意するものとします。当社のプライバシーポリシー(個人情報保護に関する方針)は当社ホームページ上に掲示しています。 第17条 クラブの組成 当支店は、特定の顧客を対象にして差別化したサービス・商品を提供する目的でクラブ制度を組成することができます。 なお、クラブの組成にあたっては、各クラブ毎の規定を別途定め、クラブ会員については、ドリームダイレクト支店取引規定のほか、各クラブ規定が適用されます。ドリームダイレクト支店取引規定と各クラブ規定で矛盾が生じる場合には、当支店取引規定が優先されます。 第18条 反社会的勢力にかかる規定 1. 反社会的勢力との取引拒絶 各種預金取引やその他付随取引および当社が扱う各種サービス等(以下これらを総称して「取引」といい、取引にかかる契約・特定・規定等を「契約等」といいます。)は、次の各号のいずれにも該当しないことを条件として利用でき、これらのうち一つでも該当すると当社が判断した場合は、当社は取引の開始をお断りします。 (1)お客さま(取引にかかる代理人、保証人および当該法人の役職員等を含みます、以下同じ。)が、取引の申込時に確認した「反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意事項」に該当していたことが判明した場合 (2)お客さまが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない	高があるときや解約によりお預かり利息が発生するときには、当社所定の方法にてお客さまが指定したご名称名義の口座に振込することで当社はお客さまに対するすべての責任を免れることができるものとします。 第13条 諸手数料 当支店の口座取引もしくは当社が提供する各種サービスに関する諸手数料は、当社が別途定めるとおりです。お客さまから当社に対する諸手数料のお支払いは、原則として当社によるお客さまの普通預金口座からの口座振替とします。なお、当社はお客さまに事前に通知することなく、諸手数料を変更もしくは新設することがございます。 第14条 譲渡、質入の禁止 預金契約上の地位、その他当支店取引にかかるいっさいの権利、キャッシュカード、サービス契約等は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、もしくは第三者に利用させることはできません。 第15条 お客様情報の取扱い お客さまは当社が当社のお客さまの個人情報を当社のプライバシーポリシー(個人情報保護に関する方針)に基づき取り扱うことに同意するものとします。当社のプライバシーポリシー(個人情報保護に関する方針)は当社ホームページ上に掲示しています。 第16条 クラブの組成 当支店は、特定の顧客を対象にして差別化したサービス・商品を提供する目的でクラブ制度を組成することができまするものとします。 なお、クラブの組成に当たっては、各クラブ毎の規定を別途定めるものとし、クラブ会員については、ドリームダイレクト支店取引規定のほか、各クラブ規定が適用されるものとします。ドリームダイレクト支店取引規定と各クラブ規定で矛盾が生じる場合には、各クラブ規定が優先されるものとします。 第17条 反社会的勢力にかかる規定 1. 反社会的勢力との取引拒絶 各種預金取引やその他付随取引および当社扱う各種サービス等(以下これらを総称して「取引」といい、取引にかかる契約・特定・規定等を「契約等」といいます。)は、次の各号のいずれにも該当しないことを条件として利用できるものとし、これらのうち一つでも該当すると当社が判断したときは、当社は取引の開始をお断りするものとします。 (1)お客さま(取引にかかる代理人、保証人および当該法人の役職員等を含みます、以下同じ。)が、取引の申込時に確認した「反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意事項」に該当していたことが判明したとき (2)お客さまが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない

改定後	現 行
者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当すること、および次のいずれかに該当したことが判明した場合 ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。 ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。 ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不正に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。 ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を提供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。 ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。 (3)お客さまが自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合。 ① 暴力的な要求行為 ② 法的な責任を超えた不当な要求 ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。 ④ 風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または業務を妨害する行為。 ⑤ その他①～④に準ずる行為 2. 取引の停止、および解約 当社は、お客さま(取引にかかる代理人、保証人および当該法人の役職員等を含みます。以下同じ。)が前項(1)～(3)の各号に該当すると判断し、取引を継続することが不適切であると判断した場合には、お客さまに通知することなく取引を停止し、また、お客さまに通知のうえ契約等を解約できます。 3. 前項の規定により、お客さまに損害が生じた場合にも、当社に何らの請求をしないものとします。また、当社に損害が生じた場合は、お客さまがその責任を負います。 4. 本規定の効力 本規定は、取引にかかる契約等に基づく当社の権利行使を何ら妨げるものではなく、本規定と抵触しない契約等の各条項の効力を変更するものではありません。また、本規定は、契約等と一体をなすものとして取扱われます。 第19条 規定の準用等 本規定に定めのない事項については、当社諸規定により取扱います。ただし、取引の方法については本規定第2条によります。また、本規定と各規定との間に矛盾が生じる場合には、本規定が優先されます。 第20条 規定の変更 法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、本規定を変更する必要がある場合は、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について当社ホー	者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当すること、および次のいずれかに該当したことが判明したとき ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。 ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。 ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不正に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。 ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を提供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。 ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。 (3)お客さまが自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をしたとき。 ① 暴力的な要求行為 ② 法的な責任を超えた不当な要求 ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。 ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または業務を妨害する行為。 ⑤ その他①～④に準ずる行為 2. 取引の停止、および解約 当社は、お客さま(取引にかかる代理人、保証人および当該法人の役職員等を含みます。以下同じ。)が前項(1)～(3)の各号に該当すると判断し、取引を継続することが不適切であると判断した場合には、お客さまに通知することなく取引を停止し、また、お客さまに通知のうえ契約等を解約できるものとします。 3. 前項の規定により、お客さまに損害が生じた場合にも、当社に何らの請求をしないものとします。また、当社に損害が生じたときは、お客さまがその責任を負います。 4. 本規定の効力 本規定は、取引にかかる契約等に基づく当社の権利行使を何ら妨げるものではなく、この規定と抵触しない契約等の各条項の効力を変更するものではありません。また、この規定は、契約等と一体をなすものとして取扱われるものとします。 第18条 規定の準用等 本規定に定めのない事項については、当社諸規定により取扱います。ただし、取引の方法については本規定第2条によります。また、本規定と各規定との間に矛盾が生じるときには、本規定が優先されます。 第19条 規定の変更 法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規定を変更する必要があるときは、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について当社ホー

改定後	現 行
ムページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できます。変更された<u>場合</u>には、変更後の内容が適用されます。なお、当社の任意の変更によって損害が生じたとしても、当社は一切責任を負いません。 第<u>21</u>条 免責事項 1. 天災地変その他不可抗力と認められる事由により、本規定に定める取扱いが遅滞し、<u>または</u>不能となったことにより生じた損害については、当社はその責任を免れます。 2. 当社の責任によらない通信機械ならびにコンピューター等の障害<u>および</u>回線障害、電話の不通により取扱いが遅滞したり不能となった<u>場合</u>には、そのために生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。 第<u>22</u>条 成年後見等の届け出 1. <u>家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。また、お客さまの補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合も、同様にお届けください。</u> 2. <u>家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</u> 3. <u>お客さままたはお客さまの補助人・保佐人・後見人について、既に家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始している場合、または家庭裁判所の審判によりお客さまについて任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様にお届けください。</u> 4. <u>前三項の届出事項に取消しまたは変更等が生じた場合にも同様にお届けください。</u> 5. <u>前四項の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。</u> 6. <u>本条項は、他の取引にも準用します。</u> 7. <u>既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている方は、当支店においての口座開設はお受けできません。</u> 第<u>23</u>条 電子媒体利用に関する同意 1. <u>お客さまは、適用法令（法律、政令、省令、ガイドライン、およびそれらの改正を含みます。）により認められる最大限の範囲において、当該適用法令の書面の交付を要求する条項に規定された書面の交付、通知その他の当社および保証会社の行為が、電子媒体を利用して提供されることに同意します。</u> 2. <u>当社および保証会社が行うお客さまへの書面交付ならびに通知その他の行為は、お客さまが本契約の際に当社および保証会社へ提出したメールアドレス（変更した場合を含みます。）に当社および保証会社が送信した場合に有効に完了します。当社および保証会社は、当該書面交付および通知その他の行為が、お客さまの行為に起因して第三者に送付された場合でも、それについての一切の責任を負いません。</u> 3. <u>お客さまは、いつでも当社および保証会社あてに当社および保証会社所定の方法で</u>	ムページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できる<u>もの</u>とします。変更された<u>とき</u>には、変更後の内容が適用されます。なお、当社の任意の変更によって損害が生じたとしたとしても、当社は一切責任を負いません。 第<u>20</u>条 免責事項 1. 天災地変その他不可抗力と認められる事由により、本規定に定める取扱いが遅滞し、<u>もしくは</u>不能となったことにより生じた損害については、当社はその責任を免れます。 2. 当社の責任によらない通信機械ならびにコンピューター等の障害<u>ならびに</u>回線障害、電話の不通により取扱いが遅滞したり不能となった<u>とき</u>には、そのために生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u>

改定後	現 行
<u>申出ることにより、電子媒体を利用しない方法で当該書面交付および通知その他の行為を受けることを選択できます。</u> 第<u>24</u>条 準拠法・合意管轄 当支店との契約の準拠法は日本法とします。契約に関する訴訟その他一切の法的手続の必要が生じた<u>場合</u>は、当社本店<u>または</u>当支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。 以 上 (2020 年 <u>10</u> 月 <u>20</u> 日現在)	第<u>21</u>条 準拠法・合意管轄 当支店との契約の準拠法は日本法とします。契約に関する訴訟その他一切の法的手続の必要が生じた<u>とき</u>は、当社本店<u>もしくは</u>当支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。 以 上 (2020 年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日現在)